



(原寸)

裏面[持統天皇三年四月]

×	庚子	戊戌	丁酉	×	申
	丑	(破)	酉(執)	平	カ
	成危	丸	天	天	間
力	人	望	李乃井	間	日血忌
人	出	天	倉小	カ	□
出	帰宅	亡	倉重	天	天
帰	カ大	天	重	間	間
大	小	倉		日	日

最古のカレンダー - 2002年石神遺跡出土具注暦木簡 -

具注暦とは、律令政府によって毎年作られた正式の暦で、「注」を「具」えた暦であったためこのように呼ばれます。暦は陰陽寮(占いや天文を司る役所)で作成され、書写されたものが中央や地方の役所に頒布されました。

この具注暦木簡は中心に穴を穿った円形状ですが、現在の形状は廃棄後に二次利用された際の加工によるもので、本来は長方形の板材でした。表記内容は表裏両面とも上下二段で構成され、上段には日を表す干支('甲・乙・丙...')の十干と'子・丑・寅...'の十二支を組み合わせて日を示す方法)下段には一日ごとの吉凶を表す暦注が記されています。日の干支と暦注との組み合わせには規則がありますので、書かれている日付が特定できます。復元作業の結果、表面は持統天皇三年(689)三月八日から十四日まで、裏面は同年四月十三日から十九日までに相当する暦であることが分かりました。今までに見つかっていた最古の具注暦は神亀六年(729)のものでしたから、この木簡は現在のところ日本で最古の暦ということになります。

現在、東大寺正倉院に奈良時代の具注暦の実物が数点伝わっているほか、平城京跡や地方の役所跡などからも紙に書かれた具注暦が出土しています。しかし、紙の具注暦は長大な巻物の形です。巻物のままでは実用に不便ですから、一年分の暦のうち、当面必要な部分を何か別の素材に写しとり、同時に多数の役人が暦を見られるようにした壁掛けカレンダーのような物が作成されていたと考えられます。この具注暦木簡も、そのような目的で作成されたのでしょうか。

律令制度とは、文書による行政の仕組みです。文書には必ず日付を記すので、役人達は今日が何日なのかを知らなくては仕事になりませんでした。時間の概念に縛られた生活が、この頃から既に始まっていたのです。

(飛鳥藤原宮跡発掘調査部 竹内亮)



表面 持統天皇三年三月 1

(原寸)

表面 持統天皇二年三月

(黒の部分が表記内容)